

現在、改正介護保険制度における新しい総合事業への移行、また、生活困窮者自立支援法の施行など、地域福祉推進に大きな影響をもたらす制度改革が進められています。特に、新しい総合事業では、「住民主体」の活動及びサービス等を介護保険制度の中に位置付けることによりサービスの拡充を図り、これにより見守り支援活動やサロン活動、住民参加型在宅福祉サービス等の一層の推進が期待されています。

一方で、これまで社協が進めてきた地域福祉活動が制度の中に位置づけられることで、本来の住民主体の主旨とは異なる結果となる危険性もはらんでおり、地域における社協の存在意義そのものが問われています。

さらに、社会福祉法改正に向け、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みの具体化など、今後、社会福祉法人としての社協の事業・組織運営のあり方について、早急な検討と対応が求められているところです。

社会福祉協議会においては、これらの制度等の動向を的確にとらえ、地域福祉関連施策を総合的に推進するチャンスと考え、組織改正により細分化されている担当部署を再編することで、企画力を強化すると共に質の高い安定的なサービスの提供を目指します。また、社協としてのビジョンと戦略をもって行政はもとより地域の住民や各種機関・団体等と連携・協働して、事業の積極的な推進を図ることで、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指します。

なお、本年度事業の重点項目は次のとおりです。

1 第3期福生市地域福祉活動計画～ささえあいプランふっさ～の推進

行政計画である地域福祉計画が策定され、改正介護保険法による新しい総合事業の実施が平成29年度を目途に進められていることから、現計画を2年間延伸とし、引き続き次の4項目の更なる推進に取り組むとともに、検証を図ります。

- ①小地域福祉活動の推進
- ②ボランティア・市民活動の推進
- ③住民参加型の在宅福祉サービスの推進
- ④地域福祉を推進するための協働の場づくり

2 社協らしい事業の展開

指定管理を含め、各種事業について、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めます。

3 災害に備えた社協の体制強化

災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めます。

4 時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、前述の社会状況を鑑み、より効果的に事業を推進するための組織改正を実施すると共に、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めます。

【事業項目】

1 法人運営事業

(1) 自主財源の拡充

活動の基盤であり自主財源の柱である会員会費の確保に努めるとともに、会員未加入者や事業所に対して、本会実施事業のPRに努め、会員加入の促進を図ります。

また、広報紙及びホームページに企業等の広告を掲載することによる広告料などの収益事業の充実を図り、財源の確保に努めます。

(2) 基金の効率的運用（福祉基金・ふれあい基金・ボランティア基金）

安定財源の確保及び在宅福祉の増進とボランティア活動の推進等地域福祉向上のために、各種基金の充実と効率的な運用に努めます。

(3) 第3期福生市地域福祉活動計画の推進

「第3期福生市地域福祉活動計画」～ささえあいプランふっさ～を2年間延伸し、市民の誰もが健康で住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる市民参加による福祉のまちづくりの推進に努めます。

(4) 広報紙等の積極的な活用

広く住民の福祉への理解を得るための啓発及び様々な福祉の情報を提供することを目的に、広報紙（年6回）を発行します。

また、「社協ホームページ」を活用して新鮮な情報の発信を目指すとともに、「イメージキャラクター“福丸”」を活用して社協活動のPRに努めます。

(5) 福祉団体の支援

福祉団体が更に充実した活動が進められるよう助成金の交付等による支援をし、互いに支え合える地域づくりの推進に努めます。

(6) 苦情解決の取り組み

利用者からの苦情を解決するための体制を整え、利用者の権利を擁護するとともに、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

(7) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び本会の個人情報保護規程に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護及び適正な取扱いに努めます。

(8) 事業の活性化

諸制度の改正など社会動向に合わせた組織、社協の強みを発揮できる組織となるように事務局組織の改正を実施し、組織強化と事業の活性化を図ります。

(9) 福生市との連携

福生市からの補助金や受託事業の適正な執行・運営に努めるとともに、人件費を含めたコストの低減、事務改善等を推進し、市の負託に応え、市民が安心した生活を送れるよう市との連携・協働の強化を図り、地域福祉の充実と推進に努めます。

2 地域福祉事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

地域の関係機関・団体と連携・協働しながら福祉地区の活動をさらに支援していくとともに、未設置地区のための啓発に努めます。

(2) 社会福祉活動推進委員の活動

各種事業の支援や相談業務等を通して地域福祉の推進を図り、さらに当該委員の研修を実施し、地域福祉の充実に努めます。

(3) 老人福祉事業

市との共催による敬老大会を開催し、85歳到達者の方に長寿を祝し、賀寿及び記念品の贈呈を行います。

(4) 当事者団体等の支援と支援団体のネットワーク

子育て世代から、障害者、高齢者等の当事者団体の支援と、それを支える支援団体のネットワークの充実、推進に努めます。

(5) 福祉まつり2016

地域の関係機関や各種団体及び多くの地域住民の参加・協力により、実行委員会方式で福祉まつりを開催し、地域福祉への理解を深めます。

(6) 第39回福祉バザー・第18回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会

住民参加による地域福祉活動を積極的に推進するため、関係機関や地域の各種団体を構成員とする実行委員会方式により、事業の推進に努めます。

(7) 移送サービス

心身障害者（児）又は歩行困難な方を対象に、ハンディキャブ（車椅子専用車）をボランティアの協力を得て運行し、通院や社会参加等を支援します。

また、福祉有償運送の登録団体として、福祉輸送の適正な運営に努め、より一層の充実を図ります。

(8) ハンディキャブ貸出しサービス(高齢者等外出支援サービス)

歩行困難者及びその家族等に専門機能を有するハンディキャブ(車椅子専用車)を貸出すことにより、その行動範囲を広げ、生きがいのある生活を支援し、在宅福祉サービスの推進に努めます。

(9) 介護用具貸与サービス

制度では対応出来ない介護用具を必要とする方に、車椅子等を貸出し、安心した日常生活を支援します。

(10) ほっとサービス

住民参加による福祉活動として、高齢者や障害者等の日常生活の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に努めます。

(11) 歳末たすけあい運動事業

高齢社会を迎え、福祉ニーズの多様化により、歳末や正月のみでなく、年間を通じて在宅福祉サービスの充実強化が求められています。

歳末たすけあい運動は、こうした在宅福祉活動推進の一環として取り組み、地域の要援護者に対する配分も含め、新たな福祉ニーズに対応できるよう市民の福祉意識の高揚を図り地域福祉を推進します。

(12) 福祉活動専門員の資質向上

福祉活動専門員の資質向上を図り、市民や関係機関・団体等と連携・協働して、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

3 ボランティア・市民活動推進事業

市民自らが地域の様々な課題の解決に取り組み、市民一人ひとりの可能性を伸ばし、生活の質が高められていく市民社会の実現のため、ボランティア・NPOをはじめとする、様々な人々や団体、企業、関係機関が連携・パートナーシップを結んでいける環境を整備するとともに、幅広い市民の自発的な活動を推進していきます。

(1) ふっさボランティア・市民活動センターの運営

センター機能の充実を図るため、運営委員会、常任委員会、研修会等を開催していきます。また、事務局体制を効率的に組織し、市民にわかりやすく、利用しやすいセンター運営に努めます。

(2) 活動普及・支援事業

市民誰もが、ボランティア・市民活動に参加できるよう、ホームページや情報紙などを活用し、広く情報を提供するとともに、センターのコーディネート機能を確立し、相談体制の充実に努めます。

また、企業、関係機関、団体等の動向を調査・研究し、各方面への提言や事業につなげていきます。更に、ボランティア保険への加入や助成事業を推進し、団体の自立と活動の広がりが図れるよう努めます。

①相談・登録（相談体制の充実、各種データ作成、ボランティア保険の加入）

- ②情報の収集・発信（ホームページの運営、情報紙の発行、情報コーナーの充実）
- ③推進研修（コーディネーター養成講座・施設等ボランティア担当連絡会・総合的な学習等教育関係機関との連携）
- ④調査・研究（登録団体意識調査・提言）
- ⑤助成事業
- ⑥地域福祉活動支援

- ・子育てサロン等活動の推進
- ・地域における各種団体、機関との連携によるネットワークづくり

⑦マネジメント支援

- ・ボランティア・市民活動団体等の設立やマネジメントに関する相談、研修

(3) ボランティア・市民活動推進事業

ボランティア・市民活動に参加するきっかけづくりや、新たな課題に取り組み、さらに考える機会として、世代別、課題別の各種講座の開催に努めます。

①世代別・課題別ボランティア活動の推進

- ・夏体験ボランティア活動の推進
- ・市民活動講座の充実

②イベント等によるボランティア・市民活動の活性化

- ・ガーデンパーティー～F V A Cの集い2016～の実施

(4) 災害時体制整備事業

いつ起こるかわからない災害に対し、登録団体、市民などと防災トレーニング及び研修を行い、関係機関と連携し、有事の際のボランティア窓口としての体制整備に努めます。また、今年度も引き続き東日本大震災に対する支援を行うとともに、新たな災害に対して迅速に対応できるよう努めます。

①小地域福祉活動福祉地区、民生委員・児童委員協議会、町会・自治会、ボランティア・NPO等との災害時における研修会の開催に努めます。

②被災者支援のための「災害ボランティアセンター」の体制整備と社協内部での取り組みに努めます。

③福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、必要な事項を整備するとともに防災訓練等への積極的な参加と協力体制を確立します。

④福生青年会議所との「災害時相互協力協定書」に基づき、協力体制の確立を図るとともに、今後も各種関係団体との連携の推進に努めます。

⑤東京都社会福祉協議会との「災害時相互支援に関する協定書」に基づく支援や、

更なる広域の支援体制を確立し、効果的かつ円滑に被災者支援活動等が行えるよう相互に連携・協力体制を確立します。

⑥市内企業との「災害時ボランティア活動等への車両貸出しに関する協定書」の継続はもとより、更に企業や関係機関との支援体制及び災害弱者、ボランティア・NPOとのネットワークを確立します。

⑦東日本大震災への継続的な支援についても、被災地にとってどのような支援が必要なのかを調査・研究し、長期的な視点に立ち、社会福祉協議会として出来得る限りの支援に努めます。

(5) パートナーシップ推進事業

各種団体との協働による講座等の推進と新たな課題への話し合いの場を提供するとともに、企業とのパートナーシップによる市民活動支援やNPO法人とのパートナーシップによる事業の推進に努めます。

①各種講座の共催(音訳・手話・点字・その他)

②地域とのネットワークの構築

③企業とのパートナーシップ

④NPO法人等とのパートナーシップ

4 介護保険事業

通所介護事業 (福生市高齢者在宅サービスセンター田園)

介護保険で要介護認定された要介護1～5の方に対して、送迎、食事、生活相談、趣味生きがい活動、入浴、日常動作訓練等の各種サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活の支援に努めます。

併せて、介護予防通所介護事業として要支援1・2の方に対して、要介護状態になることを出来る限り防ぎ、介護予防の観点から各種サービスの提供に努め、利用者の心身機能の維持向上とともに家族等の負担の軽減を図ります。

また、本会の特性である関係機関との連携を生かして、市内の保育園、小・中学校、ボランティアや市民の方々との交流を図り、地域に根ざした運営に努めます。

5 障害者支援事業

(1) 生活介護事業 (はっぴい・れんげ園)

身体及び知的障害者の生活の改善及び機能の維持向上等を図るために、通所による機能訓練及び創作・生産的活動等の機会を提供し、身体能力に応じて食事や入浴等の介護及び日常生活能力の維持向上に必要な支援を行います。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質の向上に努めます。

また、地域との交流を図り、ノーマライゼーションの啓発に努め、本会の特性を生かし、行政、民生委員・児童委員協議会等福祉団体や地域の組織団体、ボランティアなどと連携して利用者の自立支援を目指します。

(2) 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

障害者自立支援法が改正され、平成24年度から、障害福祉サービス等を利用するすべての障がい者（児）が、ケアマネジメントサービスを利用することができるようになりました。このため、本会は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所としての指定を受けて、当該ケアマネジメント事業に取り組み、福生市の当該基盤整備の一端を担うとともに、順次その機能の強化を図っていきます。

【受託事業の運営】

1 福祉センター指定管理事業

(1) 福祉センター施設管理事業

福祉の拠点として、市民が気軽に安心して利用できる場を提供するため、施設管理の充実と災害時における安全対策の向上に努めるとともに、その他諸活動を通して市民主体の福祉活動の輪が広がるよう環境を整備し、福祉のまちづくりの実現に寄与します。

なお、本施設は建設から20年が経過し、施設及び設備等が老朽化してきていますので、福生市とも十分協議し、保全を図ってまいります。

(2) 老人福祉センター事業

高齢者の生きがいづくりを推進するため、生活相談・健康相談、機能回復訓練、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮せるまちづくり」を目指します。

また、老人クラブ及び自主グループに対する育成・援助等を行い、自立を目指し「健康・友愛・奉仕」の精神で明るい生活が営めるよう事業の推進に努めます。

(3) 高齢者生きがい活動支援デイサービス事業

介護保険には該当しない在宅の高齢者に対して、通所による趣味活動等を通し、健康で生きがいのある生活が過ごせるように支援を図ります。

(4) 高齢者配食サービス事業

虚弱のひとり暮らし高齢者等に対して、自宅に週2回昼食（弁当）を配食し、健康増進とふれあい、安否の確認を図ります。

また、利用者増に努めるなど、より一層の充実を図ります。

なお、この事業は、拠点までの配送は運転ボランティア、利用者宅までの配食は配食ボランティアの協力で実施します。

2 緊急通報システム事業

病弱なひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等を対象に、家庭内で突発的な事故などが発生したとき、的確で迅速な対応が図られるよう協力員と連携を図り、緊急通報システム事業を実施します。

3 家族介護者教室事業

高齢者等を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室などを開催します。

また、認知機能の低下がみられる概ね65歳以上の高齢者とその家族が、社会とのつながり、生きがいを感じるきっかけになる場として、また日頃の苦勞を語り合うことや同様の介護の悩みを持つ人との交流により、介護に対する負担感の緩和を図る場とすることを目的に、家族介護者相互の交流会(オレンジカフェ ふっさ)を開催します。

4 地域活動支援センター事業(れんげ園・はっぴい)

身体及び知的障害者を対象に、通所による創作的活動や生産的活動等の機会の提供及び社会参加を促進し、意欲ある日常生活を維持できるように支援します。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質の向上と、更に地域との交流を図り、障害者に対する理解を深めていただけるように努めます。

5 学童クラブ事業

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完を図り、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成に努めます。

6 成年後見センター福生運営事業

利用者支援事業の充実と推進を図るために、福生市からの受託事業である成年後見センター福生運営事業及び東京都社会福祉協議会からの受託事業である地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、並びに自主事業である各種総合相談事業を総合的・一体的に実施していきます。

また、関係機関及び地域の様々な団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう事業の推進に努めます。

(1) 成年後見センター福生運営事業

①成年後見制度推進機関運営事業

成年後見制度の利用促進と普及・啓発を図るとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の人権や財産を保全することにより、安心して地域生活の継続と適切な福祉サービスの利用が可能となるよう支援を図ります。

成年後見制度推進機関では、⑦相談及び申立て手続きの支援 ⑧普及・啓発に関する地域、関係機関等への広報活動及び学習会の充実 ⑨成年後見人等のサポート体制の構築 ⑩地域ネットワークとの連携・活用 ⑪運営委員会の充実 ⑫社会貢献型後見人への支援などを実施します。

②福祉サービス総合支援事業

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（身近な法律相談・成年後見制度相談）を実施します。また、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、判断能力の不十分な方々の権利擁護相談など福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施します。

(2) 地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕（東社協）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。

(3) 各種総合相談事業（社協独自事業）

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（心配ごと相談・心の相談・リハビリ相談）を実施します。

7 生活資金貸付事業

不時の出費により一時的に生活が困窮し、他から借入れを受けることが困難な低所得世帯を対象に貸付けを行い、自立支援に努めます。

8 生活福祉資金貸付事業(東社協)

他から資金の借入れが困難な低所得世帯や、身体障害者世帯、失業者世帯等を対象に資金を貸し付けることによって、世帯の経済的自立を図ります。

また、借入れ時や償還時において民生委員の援助指導により生活意欲の助長を図ります。

9 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を実施します。

10 障害者自立生活支援センターすてっぷ運営事業

障害者（身体・知的・精神障害）の就労支援体制を強化するために、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援事業を実施していきます。

また、相談支援事業として障害者（身体・知的障害）を対象に、生活の基本である住居、食事等の日常生活に即した課題に対して、個別具体的に相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整等を一体的に提供することに努めます。なお、余暇支援として、登録者等の方達の交流、情報交換などの場を提供し、自立支援に努めます。

11 重度身体障害児入浴サービス事業

家庭での入浴が困難なおおむね6歳から18歳未満の在宅重度身体障害児を対象に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを実施し、身体の清潔保持及び、心身機能の維持等を図るとともに、家族等在宅介護者の負担の軽減に努めます。

12 福祉バス事務事業

高齢者や障害者等の方々が、市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行する福祉バスの事務事業を受託し、多くの方々から利用されるよう利用の促進に努めます。

13 地域包括支援センター熊川

地域包括支援センター(熊川地区)は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、専門性をいかして連携しながら、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築し、実施していきます。